

東京大学大学院経済学研究科 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項

本研究科では、「ERATO小島マーケットデザインプロジェクト」（研究総括：小島武仁）に関連して、学術専門職員を以下の要領で募集いたします。

1	職名及び人数	学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用職員） 1～2名程度
2	契約期間	2024年4月以降の早い時期～2025年3月31日
3	更新の有無	有 予算の状況、業務の必要性、勤務成績の評価によっては更新する場合が有り得る。最終雇用期間満了日：2029年3月31日。更新は1年度ごとに行われる。
4	試用期間	採用日から14日（給与・待遇に変わりはありません。）
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科（東京都文京区本郷7-3-1）
6	所属	東京大学大学院経済学研究科 ※業務の都合により変更することがある。
7	業務内容	ERATO小島マーケットデザインプロジェクト（研究総括：小島武仁）にかかる諸業務 ・プロジェクト予算執行管理 ・外国人研究者のサポート ・アウトリーチイベント・国際ワークショップ等の運営補助 など
8	就業日・就業時間	1日6～7時間、週3～5日 ※ 勤務日、勤務日数及び時間帯は応相談 ※ 繁忙期等には例外的に時間外労働を命じることがある。
9	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
11	賃金等	時給2,000円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円/月まで）、超過勤務手当 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。
12	加入保険	法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
13	応募資格	1）英語を使った以下の業務が行えること：外国人研究者との応対、Eメールでのやりとり、国際ワークショップでのサポート（英検やTOEIC等、英語に関する資格などがあれば履歴書に記載のこと） 2）ワード、エクセル、パワーポイント、オンラインシステムの操作など基礎的なPCスキルがある方 3）学内外の人と文章・口頭で円滑なコミュニケーションをとりながら仕事ができる方 4）大学等の研究機関において、プロジェクト管理業務を行ったことがあると望ましい
14	提出書類	以下の書類を1部作成 ①任意の履歴書または東京大学所定の様式による履歴書1通（写真貼付）。 ※ 1 東京大学所定の様式による履歴書を使用する場合は、履歴書の様式は <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> の「東京大学統一履歴書フォーマット」からダウンロードすること。 ※ 2 記入例は、参考例6（一般職員）を参照のこと。 ※ 3 平日の日中に連絡のとれる電話番号（携帯）、メールアドレスを記載のこと。 ※ 4 資格等があれば、記載のこと。 ※ 5 職歴等については、職務内容を詳細に記載のこと。 ②志望動機 1部（様式任意） ③任意提出 推薦状 1通（必須ではありません）。

15	応募方法	<p>Googleフォームに必須項目を入力し、全ての書類をPDFとしてアップロードする。          (Googleアカウントへのログインが必要です)</p> <p>URL: <a href="https://forms.gle/A1NhvW1HwWkCPUTm8">https://forms.gle/A1NhvW1HwWkCPUTm8</a></p> <p>※ 2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
16	応募締切	<p>2024年2月15日(木) 午前10時必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し筆記試験および面接を実施予定。</p>
17	問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>東京大学大学院経済学研究科 ERATO小島プロジェクト：学術専門職員採用担当</p> <p>※ [at]は@に変換すること</p> <p>e-mail : eratostaff[at]e.u-tokyo.ac.jp</p>
18	募集者名称	国立大学法人東京大学
19	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>